

調査手数料

JAB ND401-2008

制定日：2008年06月09日

財団法人日本適合性認定協会

調査手数料

1 事業の区分

特定機器に係る適合性評価手続の結果外国との相互承認の実施に関する法律施行令(平成13年政令第355号、以下「令」という。)に係わる事業には、以下の事業区分がある。

略称	事業区分	事業内容
第1号事業	令第2条第1号の国外適合性評価事業	通信端末機器及び無線機器のR&TTE指令への適合性評価
第2号事業	令第2条第2号の国外適合性評価事業	通信端末機器及び無線機器の低電圧指令への適合性評価
第4号事業	令第2条第4号の国外適合性評価事業	電気製品の低電圧指令への適合性評価
第6号事業	令第2条第6号の国外適合性評価事業	通信端末機器及び無線機器のシンガポール法令への適合性評価
第7号事業	令第2条第7号の国外適合性評価事業	電気製品のシンガポール法令への適合性評価
第8号事業	令第2条第8号の国外適合性評価事業	通信機器の米国通信委員会(FCC)規則への適合性評価

2 調査手数料(消費税別)

(1) 第1号事業調査手数料

次表に示す額に、(7)に示す旅費、日当及び宿泊料の額を加えた額とする。

番号	申請の種類	申請1件につき(円)
1	認定又は認定の更新のための調査の申請	1,669,200
2	認定又は認定の更新のための調査の申請(附属書3及び4の業務に限定する場合)	1,287,300
3	認定又は認定の更新のための調査の申請(附属書5の業務に限定する場合)	676,300
4	変更の認定のための調査の申請	634,800
5	変更の認定のための調査の申請(附属書3及び4の業務に限定する場合)	520,600
6	変更の認定のための調査の申請(附属書5の業務に限定する場合)	315,000
7	申請者の要請による追加の現地調査を行う事業所ごと	148,500
8	認定又は認定の更新のための調査を複数の事業所で行う場合、1を超える事業所ごと	321,200
9	認定又は認定の更新のための調査を複数の事業所で行う場合、1を超える事業所ごと(附属書3及び4の業務に限定する場合)	262,800
10	認定又は認定の更新のための調査を複数の事業所で行う場合、1を超える事業所ごと(附属書5の業務に限定する場合)	148,500

(2) 第2号事業調査手数料

次表に示す額に、(7)に示す旅費、日当及び宿泊料の額を加えた額とする。

番号	申請の種類	申請 1 件につき(円)
1	認定又は認定の更新のための調査の申請	972,800
2	変更の認定のための調査の申請	413,300
3	認定又は認定の更新のための調査を複数の事業所で行う場合、1 を超える事業所ごと	206,800
4	申請者の要請による追加の現地調査を行う事業所ごと	148,500

(備考) 他の事業区分を同時に申請する場合に上表の額から減額する額

申請の種類	額(円)
認定又は認定の更新のための調査の申請と同時に第 1 号事業の認定又は認定の更新のための調査を申請する場合にあっては、上表の 1 の額から右欄の額を減額	238,400
認定又は認定の更新のための調査を複数の事業所で行う場合、1 を超える事業所ごとに上表の 3 の額から右欄の額を減額(ただし、第 1 号事業の調査を同時に複数の同一の事業所で行う場合に限る。)	53,500

(3) 第 4 号事業調査手数料

次表に示す額に、(7) に示す旅費、日当及び宿泊料の額を加えた額とする。

番号	申請の種類	申請 1 件につき(円)
1	認定又は認定の更新のための調査の申請	972,800
2	認定又は認定の更新のための調査の申請(低電圧指令に基づく整合規格の中で、EN60065 及び EN60950 のどちらかあるいは両方に係る特定輸出機器に限定する場合)	909,600
3	変更の認定のための調査の申請	413,300
4	変更の認定のための調査の申請(低電圧指令に基づく整合規格の中で、EN60065 及び EN60950 のどちらかあるいは両方に係る特定輸出機器に限定する場合)	398,800
5	認定又は認定の更新のための調査を複数の事業所で行う場合、1 を超える事業所ごと	206,800
6	認定又は認定の更新のための調査を複数の事業所で行う場合、1 を超える事業所ごと(低電圧指令に基づく整合規格の中で、EN60065 及び EN60950 のどちらかあるいは両方に係る特定輸出機器に限定する場合)	199,600
7	申請者の要請による追加の現地調査を行う事業所ごと(第 2 号事業についても当該調査を同時に同一事業所で行う場合は無料とする。)	148,500

(備考) 他の事業区分を同時に申請する場合に上表の額から減額する額

番号	申請の種類	額(円)
8	認定又は認定の更新のための調査の申請と同時に第 1 号事業の認定又は認定の更新のための調査を申請する場合にあっては、上表の 1 又は 2 の額から右欄の額を減額	238,400
9	認定又は認定の更新のための調査の申請(低電圧指令に基づく整合規格のなかで、EN60065 及び EN60950 のどちらかあるいは両方に係る)	449,900

	特定輸出機器に限定する場合を除く。)と第2号事業の認定又は認定の更新のための調査を申請する場合にあっては、上表の1の額から右欄の額を減額	
10	認定又は認定の更新のための調査の申請(低電圧指令に基づく整合化規格のなかで、EN60065及びEN60950のどちらかあるいは両方に係る特定輸出機器に限定する場合に限る。)と同時に第2号事業の認定又は認定の更新のための調査を申請する場合にあっては、上表の2の額から右欄の額を減額	428,100
11	認定又は認定の更新のための調査を複数の事業所で行う場合、1を超える事業所ごとに上表の5又は6の額から右欄の額を減額(ただし、第1号事業の調査を同時に複数の同一の事業所で行う場合に限る。)	53,500
12	認定又は認定の更新のための調査(低電圧指令に基づく整合化規格のなかで、EN60065及びEN60950のどちらかあるいは両方に係る特定輸出機器に限定する場合を除く。)を複数の事業所で行う場合、1を超える事業所ごとに上表の5の額から右欄の額を減額(ただし、第2号事業の調査を同時に複数の同一の事業所で行う場合に限る。)	104,600
13	認定又は認定の更新のための調査(低電圧指令に基づく整合化規格のなかで、EN60065及びEN60950のどちらかあるいは両方に係る特定輸出機器に限定する場合に限る。)を複数の事業所で行う場合、1を超える事業所ごとに上表の6の額から右欄の額を減額(ただし、第2号事業の調査を同時に複数の同一の事業所で行う場合に限る。)	101,000

(注) 上表8~10の欄及び11~13の欄に同時に複数該当する場合は、下表左欄の区分に従い右欄のもののみを適用する。

同時に該当する欄の番号	適用する欄の番号
8,9	9
8,10	10
11,12	12
11,13	13

(4) 第6号事業調査手数料

次表に示す額に、(7)に示す旅費、日当及び宿泊料の額を加えた額とする。

番号	申請の種類	申請1件につき(円)
1	認定又は認定の更新のための調査の申請	1,243,500
2	変更の認定のための調査の申請	496,200
3	認定又は認定の更新のための調査を複数の事業所で行う場合、1を超える事業所ごと	255,500
4	申請者の要請による追加の現地調査を行う事業所ごと	148,500

(備考) 他の事業区分を同時に申請する場合に上表の額から減額する額

番号	申請の種類	額(円)
5	認定又は認定の更新のための調査の申請と同時に第1号事業、第2号事業又は第4号事業の認定又は認定の更新のための調査を申請する場合にあっては、上表の1の額から右欄の額を減額	238,400
6	認定又は認定の更新のための調査を複数の事業所で行う場合、1を超える事業所ごとに上表の3の額から右欄の額を減額(ただし、第1号事業、第	53,500

	2号事業又は第4号事業の調査を同時に複数の同一の事業所で行う場合に限る。	
--	--------------------------------------	--

(5) 第7号事業調査手数料

次表に示す額に、(7)に示す旅費、日当及び宿泊料の額を加えた額とする。

番号	申請の種類	申請1件につき(円)
1	認定又は認定の更新のための調査の申請	972,800
2	変更の認定のための調査の申請	413,300
3	認定又は認定の更新のための調査を複数の事業所で行う場合、1を超える事業所ごと	206,800
4	申請者の要請による追加の現地調査を行う事業所ごと	148,500

(備考) 他の事業区分を同時に申請する場合に上表の額から減額する額

番号	申請の種類	額(円)
5	認定又は認定の更新のための調査の申請と同時に第1号事業、第2号事業、第4号事業又は第6号事業の認定又は認定の更新のための調査を申請する場合にあっては、上表の1の額から右欄の額を減額	238,400
6	認定又は認定の更新のための調査を複数の事業所で行う場合、1を超える事業所ごとに上表の3の額から右欄の額を減額(ただし、第1号事業、第2号事業、第4号事業又は第6号事業の調査を同時に複数の同一の事業所で行う場合に限る。)	53,500

(6) 第8号事業調査手数料

次表に示す額に、(7)に示す旅費、日当及び宿泊料の額を加えた額とする。

番号	申請の種類	申請1件につき(円)
1	認定又は認定の更新のための調査の申請	3,285,000
2	認定又は認定の更新のための調査の申請(第68部等以外の業務に限定する場合)	2,970,000
3	認定又は認定の更新のための調査の申請(第68部の業務に限定する場合)	2,340,000
4	変更の認定のための調査の申請	1,421,000
5	変更の認定のための調査の申請(第68部等以外の業務に限定する場合)	1,211,000
6	変更の認定のための調査の申請(第68部の業務に限定する場合)	1,211,000
7	認定又は認定の更新のための調査を複数の事業所で行う場合、1を超える事業所ごと	1,232,000
8	認定又は認定の更新のための調査を複数の事業所で行う場合、1を超える事業所ごと (第68部等以外の業務に限定する場合)	1,022,000
9	認定又は認定の更新のための調査を複数の事業所で行う場合、1を超える事業所ごと (第68部の業務に限定する場合)	602,000
10	申請者の要請による追加の現地調査を行う事業所ごと	534,500

(7) 旅費、日当及び宿泊料の額

ア 旅費、日当及び宿泊料

旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法による実費とし、遠距離出張と近距離出張及び通勤圏出張とに区分する。

遠距離出張は、JAB（JABの事務所の所在地をいう。以下同じ。）から100km以遠の地へ出張する場合に適用し、旅費、日当及び宿泊料とする。（下表）

旅費	日当 (1日当たり)	宿泊料 (1日当たり)
実費	3,500円	11,500円

近距離出張は、JABから30km超100km未満離れた地に出張する場合に適用し、旅費及び日当とする。（下表）

旅費	日当 (1日当たり)
実費	2,000円

通勤圏出張は、JABから30km以内の地に出張する場合に適用し、旅費のみとする。

旅費実費が1,000円に満たない場合は、車賃1,000円とする。

イ 旅費に関する補足事項

鉄道賃（モノレールを含む）、航空賃、船賃及び車賃は、その実費（急行料金、特別急行料金、新幹線特別急行料金を含む。）とする。

ウ 日当に関する補足事項

日当は、JAB出発の当日から帰着の当日までの旅行日数に応じたものとする。